

第1回北谷町総合教育会議議事録

1 開催年月日：平成27年10月9日（金）

2 会議時刻：9時30分から11時00分まで

3 会議場所：北谷町役場3階庁議室

4 出席構成員

- (1) 野国 昌春 北谷町長
- (2) 新垣 道雄 北谷町教育委員長
- (3) 濱崎 まなみ 北谷町教育委員長職務代理者
- (4) 川上 啓一 北谷町教育長
- (5) 宮平 俊治 北谷町教育委員
- (6) 傳道 光枝 北谷町教育委員

5 欠席構成員：なし

6 事務局

- (1) 仲松 明 企画財政課長
- (2) 勢理客 一之 企画調整係長
- (3) 當山 貴巳 企画財政課主任主事

7 会議関係者 ※第1回目の会議によりオブザーバー参加

- (1) 佐久本 盛正 教育次長
- (2) 鉢嶺 宗則 教育総務課長
- (3) 仲宗根 清雄 総務係長
- (4) 比嘉 直也 教育総務課主任主事

8 説明又は意見を求めるために出席した者：宇江城 学校教育課長

9 傍聴人：1名

10 議題

- (1) 北谷町総合教育会議運営要領の策定について
- (2) 北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

11 会議資料

- (1) 第1回北谷町総合教育会議次第
- (2) 座席配置図

- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関する資料
- (4) 北谷町総合教育会議について
- (5) 北谷町総合教育会議運営要領説明資料
- (6) 北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)(教育委員会策定)
- (7) 北谷町総合計画(教育部門)
- (8) 総合教育会議実施・教育大綱作成のスケジュール

12会議内容

(1) 開会

【司会】

定刻になりましたので、これより第1回北谷町総合教育会議を開催いたします。

本日、会議の進行を務めさせていただきます、企画財政課企画調整係長の勢理客です。

事務局の仲松企画財政課長と企画調整係の當山です。

よろしく申し上げます。

最初に、事前に配布した資料の確認を致しますので、お手元の資料の確認をお願いします。

「第1回北谷町総合教育会議次第」と書かれている次第が1枚、議題1と書かれた「北谷町総合教育会議運営要領(案)」が1部、こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項に基づきこの会議を運営するため、協議・調整する事項や公開・非公開の基準、傍聴するための基準等を定めております。

議題2と書かれた「北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)」が1部、こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第の規定により北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなっておりますので、同法第1条の4第1項の規定に基づきこの会議で調整することとなっております。

資料1と書かれた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関する資料」が1部、こちらの資料は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る、文部科学省初等中等教育局長通知等が綴られています。

資料2と書かれた「北谷町総合教育会議について」が1部、こちらの資料は、この会議に関する事項を地方教育行政の組織及び運営に関する法律、文部科学省初等中等教育局長通知から、必要な事項を抜粋した資料となっております。

資料3と書かれた「北谷町総合教育会議運営要領説明資料」が1部、こちらは、議題1の北谷町総合教育会議運営要領の逐条毎の参照条項等が綴られている資料となっております。

資料4と書かれた「北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）（教育委員会策定）」が1部、こちらの資料は、北谷町教育委員会へ依頼し、教育総務課が作成した北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の素案となっております。

こちらを参考にして議題2の北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を作成しております。

資料5と書かれた「北谷町総合計画（教育部門）」が1部、こちらの資料は、第五次北谷町総合計画の教育部門の抜粋となっております。

資料6と書かれた「総合教育会議実施・教育大綱作成のスケジュール」が1枚となっております。

こちらの資料は、平成27年度の北谷町総合教育会議のスケジュールとなっております。

本日お配りした資料は、議題1差し替えと書かれたものが1枚、資料3差し替えとかかれたものが1枚、北谷町学びのプロジェクト実施要項が1部、こちらの資料は、次第に載っていませんが、学校教育課から、この会議で報告事項があるとのことですので、次第5その他の今後のスケジュールについての前にお伝えします。

過不足等があれば、お知らせ頂ければと思います。

続きまして、この北谷町総合教育会議開催の経緯を簡単に説明いたします。

今年度より設置されます「北谷町総合教育会議」は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により設置されることとなりました。

資料1の1ページをご覧ください。

この法律の改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うこととされております。

この会議の事務の執行については、昨年度、教育委員会と協議を重ねましたところ、「総合教育会議の設置」、「大綱の策定」に係る事務の執行は教育委員会への補助執行の選択肢もありましたが、補助執行は行わず、町長部局において執行することとなりました。

今回は、第1回目の開催ということで、教育委員会の職員もオブザーバーとして参加しております。

この他、この法律の詳しい改正内容については、次第3の「総合教育会議について」で事務局より説明いたします。

また、会議録は、法第1条の4第7項の規定により公表することとなっており、この会議の終了後にホームページにて公開いたしますのでご了承いただきますよ

うよろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って進行してまいりたいと思います。

次第2町長あいさつとなります。

野国町長申し上げます。

(2) 町長あいさつ

【町長】

はいさいぐすーよー、ちゅーうがなびら。

本日は、お忙しいところ教育委員の皆様には第1回目の北谷町総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、新垣委員長をはじめ委員の皆様には平素から本町の教育行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

皆様ご存じのとおり、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会の組織体制の見直しとともに、国の関与や町長と教育委員会の協議・調整の場として「総合教育会議」の設置が自治体に義務づけられたところでございます。

教育委員会がこれまで独立した執行機関であることに変わりはありませんが、この会議は、対等な執行機関同士として両者の権限の関連の調和を図り、自由な意見交換を行い、積極的に意思疎通を図ることで、北谷町の教育の更なる向上が見込まれるものと大変期待しております。

委員の皆様には、この総合教育会議を、今後とも北谷町の教育のためにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、これから慎重なご審議をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

1つよろしく申し上げます。

【司会】

野国町長ありがとうございました。

続きまして、次第3の総合教育会議について、事務局より説明させていただきます。

(3) 総合教育会議について

【事務局】

説明いたします。

資料1の1ページ目をご覧ください。

先ほど、司会からも説明もありましたが、法律の改正により、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることとなっております。

なお、この改正後でも、教育に対する政治的中立性が確保され、教育委員会は、引き続き執行機関とすること、総合教育会議で、町長と協議・調整は行いが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていることとなっております。

この改正では4つの大きなポイントがございます。

2ページ目をご覧ください。

1つ目は、現在の教育委員長と教育長を一本化し、町長が教育長を直接任命することとなります。また、教育長の任期を4年から3年となっております。

2つ目は、教育長へチェック機能の強化と会議を透明化し、教育委員会議の代表は教育長とし、議事録を公表するよう努めなければならないとなっております。

3つ目に、この総合教育会議を設置することとなっております。

町長は、予算の編成・執行や議会への条例制定等の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っていますが、町長と教育委員会のより一層の意思疎通が相互連携を図ることで、町民の意思を反映できる北谷町の教育行政の推進を目的として、総合教育会議を設置することとなっております。

この会議では、町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整を行う場となっております。

そのため、決定を行う決定機関や諮問機関といった位置付けではなく、この会議で調整がついた事項については、相互に尊重し、事務の執行をしていくこととなります。

4つ目は、町長は、北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる「教育大綱」を定めることとなっております。

教育大綱の策定については、議題2で調整することとなっております。

続きまして3ページをご覧ください。

現在の教育委員の任期のイメージ図となっております。

この法律の改正に伴う経過措置では、教育長の任期が終了するまでは、改正前の制度を継続することができることとなっております。

北谷町では、川上教育長の任期満了とともに、現教育委員長と現教育委員長職務代理者の役職は解かれ、教育委員のみの役職とことになっております。

資料1の4ページから19ページまでは、文部科学省初等中等教育局長による、改正された法律の運用通知となっております。

資料2をご覧ください。

資料2は、総合教育会議の内容を法律と資料1の4ページから19ページまでの文部科学省初等中等教育局長通知から抜粋したものとなっております。

1つずつ読み上げていきたいと思っております。

1 総合教育会議の招集は町長が行うこととなっております。

こちらは、法第1条の4第3項に規定されております。

2 教育委員会は、総合教育会議の招集を町長に求めることができる事とされております。

こちら法第1条の4第4項に規定されております。

3 必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができることとなっております。

こちらは、法第1条の4第5項に規定されております。

4 総合教育会議は、公開とするが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができます。こちらは法第1条の4第6項に規定されております。

5 総合教育会議の終了後、議事録及び資料の公表を行うよう努めなければならないとされております。こちらは法第1条の4第7項に規定されております。

6 調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならない。

こちらは法第1条の4第8項に規定されております。

7 この会議での協議・調整する事項となっております。

(1) は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議することとなっております。

(2) は教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策こちらは、法に規定されております。

①学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策、②予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項、③幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の在り方やその連携、④青少年健全育成と生徒指導の連携、⑤居所不明の児童生徒への対応、⑥福祉部局と連携した総合的な放課後対策、⑦子育て支援のような連携が必要な事項となっております。

(3) は児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置があり、①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合、②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、③児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態の場合、④災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合、⑤災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合、⑥犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合、⑦いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合があります。

(4) は先ほどの(2)及び(3)に関する事項の町長及び教育委員会の構成員の事務の調整となっております。

①予算の編成及び執行に関すること、②条例提案に関すること、③大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成に関すること、こちらの方が、協議・調整することとなっております。

この総合教育会議の注意事項として、(1)総合教育会議は、町長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこととなっております。

(2)教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題としないこと。

(3)教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の町長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられること。

(4)総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。

(5)調整のついていない事項の執行については、町長及び教育委員会それぞれが判断するものであることとされております。

9番目にこの用語についてを掲載しており、「調整」とは、町長の権限に属する事務と教育委員会の権限に属する事務との調和を図ること、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものとされております。

これまでが総合教育会議の説明となります。

【司会】

ただいまの総合教育会議の説明についての質問や意見等がありましたらよろしくお願いたします。

質問・意見等がないようですので、会議を進めさせていただきます。

では、議題に入っていきます。

まず、議題1の北谷町総合教育会議運営要領を定めたいと思います。

本日の会議は、公開となっておりますが、公開の基準等を審議し、決定次第傍聴者には入ってもらいたいと思います。

議題1の北谷町総合教育会議運営要領についての事務局より説明をさせていただきます。

(4) 議題 ①北谷町総合教育会議運営要領について

【事務局】

北谷町総合教育会議運営要領を説明したいと思います。

資料については、議題1と資料3の両方を使用しますので、ご準備をお願いします。

先ほどのお配りした、議題1差し替えと書かれたものが4ページの差し替えになります。

こちらは、上から3行目の第5項の「会議録に署名すべき委員は、議長が会議において指名する。」という項目を追加しております。

資料3差し替えと書かれたものが5ページの差し替えとなりますので、合わせて差し替えをお願いします。

北谷町総合教育会議運営要領を第1条から説明いたします。

第1条は趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、この北谷町総合教育会議を設置するものとしております。

第2条は、協議・調整する事項は、先ほど説明した協議・調整する事項を全て規定しております。

右側の参照条文のところについては、「法」と書かれたところは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、「通知」と書かれたところは、文部科学省初等中等教育局長通知、「兵庫県」と書かれたところは、兵庫県総合教育会議運営要綱、「唐津市」と書かれたところは、唐津市総合教育会議の運営要領を指しております。

第3条は、会議の事項を規定しています。

会議は原則として毎年2回開催するものとしております。

今年度については、大綱の策定がありますので、増えることが予想されております。

残りの2回については、次年度の予算編成、年明けについては予算について、協議・調整することを想定しております。

第2項については、町長がこの2回以外でも必要と認める場合には、臨時に開催することができる事となっております。

想定としましては、児童、生徒の生命等に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる緊急の場合があります。

第3項については、会議の招集は、開催日時、場所及び会議に付議すべき議題等を明記した書面を構成員に対して通知することとなっております。

第4項は、緊急の場合、先ほど説明した児童に危険等があり、緊急を要する場合、町長と教育長のみの臨時会議を招集することができる事となっております。

第5項では、その2人で会議を行った場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意志決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合において、調整や決定を行うことができる事としております。

第6項については、会議の議長は町長が行うことを規定しております。

第4条は、会議の公開について規定しております。

会議は、原則公開することと法に規定されております。

第2項については、法の第1条の4第6項ただし書きについて、規定しております。

第1号については、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合についても非公開とすることができます。

第2号については、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定その他意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合も非公開とすることができます。

第3号では、会議で非公開と決定された場合、こちらは会議の中で構成員の判断で非公開と決定された場合でも非公開とすることができます。

第5条については、法第1条の4第5項に基づき意見を聞く関係者又は学識経験を有する者は、こちらの会議で決定いたします。

第6条については、その意見を聞く関係者又は学識経験を有する者の報酬及び費用弁償についてを規定しております。

こちらの内容については、北谷町のその他の委員会の規定を準用しております。

学識経験者は日額7,000円、それ以外は日額4,000円。

費用弁償、旅費についても支給することとしております。

第7条、傍聴の手続きとなっております。

会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所及び職業等を北谷町総合教育会議傍聴者受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

第8条は傍聴できない者を規定しております。

こちらは、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができないこととなっております、北谷町教育委員会会議規則を準用しております。

第1号から読み上げたいと思います。

第1号会議の妨害又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者、第2号拡声器、無線機、マイク、録音機、撮影機、ビデオカメラの類を携帯している者、撮影又は録音することについて町長の許可を得た者を除く、第3号酒気を帯びている者、第4号その他議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者。

第9条については、傍聴人の制限を規定しております。

町長は、傍聴しようとするものが多数である時は傍聴人の人数を制限することができるとしております。

この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室等の状況を勘案し、町長がその都度決定するものとしております。

第10条については、傍聴人の行為の制限を規定しています。

第1項第1号みだりに傍聴席を離れること、第2号私語、談話又は拍手等を行うこと、第3号議事に批判を加え、又は賛否を表明すること、第4号その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

こちらについても、北谷町教育委員会会議規則を準用しております。

第10条第2項については、前項に掲げる事項を守らない者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、町長が退室を命ずることができることと規定しています。

こちらは、北谷町議会傍聴規則第11条を準用しております。

傍聴人の退場については、第4条第2項の規定により非公開とされたとき、又は町長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない規定を設けております。

第12条は会議録について規定しております。

会議を開いたときは、会議録を作成いたします。

会議録及び会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公開いたします。

会議録には、次の事項を記載します。第1号から第8号までの会議の年月日、開会及び閉会の時刻、出席構成員の氏名、出席事務局職員の氏名、説明又は意見を求めるために出席した者の氏名、議題及び議案の概要、議題に対して質問又は討議した者の氏名及びその要旨、議決事項のほか、会議において必要と定めた事項については、公開することとしております。

非公開とすべき議題がある場合は、会議の資料及び会議録において、該当する事項を削除した上で、公開を行います。

第5項、会議録に署名すべき委員は、議長が会議において指名することとなっております。

こちら、先ほど差し替えしたものの追加分となっております。

第13条、会議の庶務は、司会からも説明があったように、昨年度、教育委員会と協議を重ねた結果、企画財政課において処理することとなっております。

ただし、今後の運営方法については、教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでないことも規定しております。

その他、この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定めることとしております。

説明は以上になります。

【司会】

ただいまの、議題1北谷町総合教育会議運営要領についての質問・意見等がありましたらよろしくお願いします。

【川上教育長】

資料の3ページですが、第12条第2項の会議録及び会議の資料は、ということで「資料」という言葉がありますけれども、ここでいう「資料」は、例えば本日の提供された資料のどこまでが公開されますか？

【事務局】

事前に配布した資料はもちろん公開しますが、先ほどお配りした学びのプロジェクト実施要項や緊急に入った報告事項等については、内容を審査して、ホームペー

ジで公開していく考えです。

【川上教育長】

それ以外で、例えば本日の資料の中で、資料1、資料2、資料3と参考資料がたくさんあり、量が多くて、これをPDFにしても大量となり、本来の提案された案件の存在が薄れてしまわないか心配だが、どうなのか？

【事務局】

ホームページの掲載の仕方だと思いますが、本日の議題はメインとして、資料は参考資料という所で掲載し、関心のある方或いは勉強したい方は、この所でという感じで分けたいと思っているので、心配されているような大事な所のフォーカスがずれてしまう事がないような工夫をさせていただきます。

【川上教育長】

そういう工夫をすると、見る方にとっても資料を見ることによって、1つの法律の背景も知ることができるので、そういう配慮ができたらいいなと思います。

【事務局】

法律の抜粋とか数値の抜粋とかも他の所で載っているもので、掲載する必要もないかと思いますが、事務局で審査しながら考慮しながら、載せるもの、載せないものを判断したいと思います。

【川上教育長】

ページにリンクを貼るなど、色々なやり方があるのでよろしくお願いします。

【濱崎委員】

2ページの第4条の第3号ですが、会議で非公開と決定された場合も公開するとありますけれども、どういう場合ですか？

【事務局】

第3号については、非公開とする基準となっています。

第1項で会議は原則公開するとし、第2項で公開しない場合を規定しています。

【司会】

他にございませんか？

無いようですので進めさせていただきます。

議題1の北谷町総合教育会議運営要領についてを地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、策定してよろしいでしょうか。

【各構成員】

はい。賛成です。

【司会】

ありがとうございます。

これによりまして、北谷町総合教育会議運営要領が策定され、傍聴が可能となります。

傍聴の方がお見えですので、入室していただきます。

《傍聴者入室（1名）》

【司会】

傍聴者の方はお配りした傍聴についての注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、北谷町総合教育会議運営要領第3条第6項の規定により、野国町長が議長となり進行することとなっております。

野国町長よろしく申し上げます。

【議長】

それでは、会議を進めていきたいと思えます。

先ほど事務局から報告があったように、会議終了後にホームページにて会議録を公開しますので、会議録を作成するに当って会議録署名委員を1人指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、川上啓一教育長を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは早速ですけれども、議題に入らせていただきます。

議題2「北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）」を事務局の方から説明申し上げます。

（4）議題 ②北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）の策定について

【事務局】

説明いたします。

こちらの案について、まず、経緯から説明します。

今年の7月22日に企画財政課より教育総務課に北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の素案を策定するよう依頼いたしました。

その翌週、7月31日に素案の回答があり、企画財政課の方で精査し、今回の議題2の形になっております。

その通知を9月28日に教育委員会へ通知しております。

議題2の1ページ目をご覧ください。

はじめにを読み上げたいと思えます。

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、その中において「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めること」とされました。

これに伴い、北谷町では北谷町総合教育会議において、町長及び教育委員会が協議・調整を行い、北谷町第五次総合計画における教育分野の内容に基づき、本町の教育施策推進に係る4つの基本的な方針を定めた北谷町教育大綱を策定いたしました。

今後は、この教育大綱を基に、次世代を担う子供たちを心身ともにたくましく、知性豊かに育てると共に、町民の皆様が生涯にわたって学び続けることのできる環境を構築するため、町長部局と教育委員会が一体となり、積極的に教育施策を推進してまいります。

と、記載しております。

2ページをご覧ください。

こちらは、基本方針となっております。

北谷町においては、第五次総合計画にて教育分野の目標として掲げる「豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち」の実現に向け、次の4つの基本方針を定め、教育、学術及び文化の振興に関する施策を推進します。

と掲げております。

1 生きる力の養成については、資料5の32ページをご覧ください。

こちらは、施策31 青少年健全育成、施策32 幼児教育の充実、施策33 義務教育の充実の項目から要点を絞って、1 生きる力の養成に要約して記載しております。

こちらを読み上げたいと思います。

心の豊かさや生きる力を育み、北谷町に愛着と誇りを持てる教育の推進、子どもたちの安全確保や居場所づくり、学習機会の提供や相談体制、基本的な生活習慣の形成や遊びを通した総合的な指導を充実させ、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むとともに、めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくための「生きる力」を育成し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。

次、大綱案の2 生きがいのある豊かな社会の推進については、資料5の32ページの施策34 生涯学習の振興、施策35 生涯スポーツの推進の方から要約して定めております。

読み上げます。

住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる環境の整備、近年における生涯学習ニーズの高度化・多様化に応じて、生涯学習活動の支援、学習環境の整備、人材の発掘及び育成等に取り組み、住民誰もが生涯学習の機会を得ることができる社会の実現を目指します。また、目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの充実に取り組み、日常生活の中で主体的にスポーツに親しんでもらうことにより、健康で明るく生きがいのある豊かな社会を目指します。

3 文化の保存・継承・創造は資料5の33ページの施策36 文化財の保全と文化の振興の項目を要点して記載しております。

読み上げます。

文化の保存・継承・創造、創造性に富んだ魅力ある文化・芸術の推進。

こちら、訂正をお願いします。

「民族文化」を「民俗文化」に訂正お願い致します。

民俗文化の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。

特に、住民が主体となって取り組む民俗文化の復活・再現等を支援し、その継承と発展を図ります。また、本町に数多く存在する貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源の調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。

4 グローバルな人材の育成。

こちらは、資料5の118ページをご覧ください。

こちらの④国際理解・外国語教育の充実を抜粋し、資料5の33ページ施策37学びのまち・北谷からも抜粋して要約し、4 グローバルな人材の育成として記載しております。

こちらを読み上げたいと思います。

急速に進む国際化に対応できる人材の育成、国際化に対応した教育環境の充実を図るため、外国語教育環境の充実及び外国大学の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような教育環境の実現に取り組めます。広い視野を持ち、異なる文化圏の人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた人材を育成します。

これが、今回の議題2の北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）として提出したものになります。

今回の教育大綱の策定に当たりましては、資料4の教育委員会からの回答を参考にさせてもらいながら、策定いたしました。

特に4つの大きな項目、生きる力の養成、生きがいのある豊かな社会の推進、文化の保存・継承・創造、グローバルな人材の育成については、資料4の5ページをご覧ください。

四角で囲まれている「豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち」というところがあって、その下の「心の豊かさや生きる力を育み、子どもたちが我がまちに愛着と誇りが持てる教育の充実」というところが、まず1つめの生きる力の養成となっております。

その下の方に行きまして、「また」のあとの「住民一人ひとりが生きがいや地域の絆を感じられる生涯学習のまち」ここまでを2つ目の生きがいのある豊かな社会の推進としております。

次の「貴重な有形・無形文化財を保存継承するとともに、心の豊かさを実感できる創造性に富んだ魅力ある文化・芸術のまち」の部分が3つ目の文化の保存・継承・創造としてまとめております。

さらに、「国際化に対応したグローバルな人材育成」の部分が最後のグローバル

な人材の育成としてまとめております。

教育委員会から提出していただいた案を、十分精査し作成してありますのでご了承よろしく申し上げます。

以上です。

【議長】

事前に教育委員会にお願いしていたものを、今、事務局から説明があったように要約し、この4点に絞りましたということで、説明は終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明に対するご質疑等がありましたらよろしく申し上げます。

【事務局】

文言等の表現の仕方とかに未熟なところがあると思いますので、こういう表現をした方がいいとか、意見等がありましたらご教授いただけたらと思います。

【新垣委員長】

第五次総合計画の教育の分野から非常によく纏められていると思います。

特に教育におきましては、学校現場では子供達の生きる力の育成が最重要課題でありまして、そこに第1番目の方に生きる力の養成とありますけれども、あまり「養成」という言葉を使わないけれども、下の方では生きる力の「育成」となっているが、どうですか。

【事務局】

「育成」に変更します。

【議長】

それでは、ただいまの「生きる力の養成」と、1番目に掲げられているけれども「生きる力の育成」に変えるということでもいいですか。

【川上教育長】

私も確認しましたがけれども、文部科学省、それから関連資料等、現在の学習指導要領のスタートする時から一貫して広く「育成」という言葉が統一して使われているので、その方向で賛成です。

【事務局】

補足で説明いたしますと、国の第2期教育振興基本計画の中で「社会を生き抜き力の養成」と使われていたため、その言葉を使用しましたが「育成」に改めたいと思います。

【議長】

それでは、「生きる力の養成」ではなくて「生きる力の育成」に変えたいと思います。

他にありませんか。

【川上教育長】

質問ではありませんが、教育委員会で準備をした提案資料がかなり量の多い資料となっていましたけれども、1枚のペーパーに纏めるというのは、町民の皆さまにとってもたいへん読みやすい、理解しやすい、また、町とか教育委員会の取り組みが印象付られやすいような非常に良い整理の仕方だと感じています。

4本の柱の立て方も、これまでの教育委員会の進めている教育の施策や具体的な事項等が、きれいに網羅されておりますし、また、4つの柱として整理されていきますので、大変良い案と思います。

【事務局】

ありがとうございます。

昨今の教育行政、文化、芸能、スポーツ等がまちづくりまで広がっており、文化交流や観光、教育行政や一般行政に密着したまちづくりとなってきております。

今回、このような会議で町長と教育委員会が意見交換ができる場も目的がありますが、教育長がおっしゃったように教育行政プラス一般の町民の方にも親しんでもらうというところで、暗記まではいかないですけれども、大綱が町民の皆さんに親しまれて、子供達の教育や地域まで下りていく所で、1ページに纏めさせていただきました。

【議長】

他にご質疑等がないようでしたら、ただいま提案しました、そして、字句の修正等も最初にございました。

そして、今の「生きる力の養成」を「生きる力の育成」に変えるということも踏まえて、決定してよいでしょうか。

【各構成員】

はい。賛成です。

【議長】

ありがとうございます。

本日の議題は以上となります。

次第の5その他の今後のスケジュールについての前に、学校教育課より報告事項があるとのことですが、この要領に基づき、説明者として学校教育課長を入室させて、説明を受けたいと思いますがよろしいですか。

【各構成員】

異議なし

《学校教育課長入室》

【議長】

それでは、説明をお願いします。

(5) その他 ①北谷町学びのプロジェクト実施要項について

【学校教育課長】

～学校教育課長より説明～

※北谷町総合教育会議運営要領第4条第2項第2号の規定により非公開

(5) その他 ②今後のスケジュールについて

【事務局】

それでは説明いたします。

資料6を使用いたしますのでご覧ください。

総合教育会議の実施と大綱作成のスケジュールとなっております。

現在、10月では、総合教育会議の第1回目の開催とありまして、予定では、この案の修正等がいくつかあって11月若しくは12月に第2回を開くこととなっていました。皆様のご協力、教育委員会との連携のおかげで、今回の会議において決定しましたので、これを10月若しくは11月の部長会議に諮り、その後決定いたしますので、告示いたしますので、年内には告示する予定となります。

そして、第2回、第3回につきましては、大綱が策定されておりますので、予算等については今後経過を見ながら、随時、開催していきたいと思っております。

以上になります。

【議長】

第1回、第2回、第3回で大綱の決定する予定だったけれども、今日で決定したから、第2回、第3回は無いということか。

【事務局】

はい。

【議長】

それでは、スケジュールについての説明はありましたけれども、とりあえず、今日で大綱が決定しましたので第2回、第3回はありません。

他にありませんか。

【教育長】

住民への周知の中に、ホームページでの周知と大綱の公表とあります、どのように違いますか。

【事務局】

ホームページでの周知はこの会議の周知のこととして、大綱の公表は、告示し掲示板に貼り、ホームページへも載めます。

先ほど、大綱の決定と言いましたが、協議が整ったという事となり、庁議で報告した後、告示という流れになります。

告示の手続きについては町長部局で行いまして、この総合教育会議の中で協議が整ったという皆さんの了承を得て、それで決裁で意思決定する流れになります。

【議長】

最終の決定は、庁議で決めるということですか。

【事務局】

はい。

【議長】

決裁の様式はどうなるのか。

【事務局】

法律で、町長が大綱を定めるとあるので、庁議で報告し、最終的には決裁になります。

【議長】

協議が整ったものを、そのまま決裁していくという事でよろしいですね。

【事務局】

はい。

【教育長】

大綱の住民への周知は、いつから行いますか。

【事務局】

告示の決裁終了後になります。

12月若しくは1月頃になると思います。

【議長】

11月庁議には、間に合わないのか。

【事務局】

11月の庁議に間に合わせます。

(6) 閉会

【議長】

本日の会議は以上となります。

活発な発言ありがとうございました。

これで閉じたいと思います。

事務局よろしいですか。

【事務局】

はい。

【議長】

ありがとうございました。

【構成員】

お疲れ様でした。